



「日本で生まれた姉妹なのに、どうして国が違うのですか」
 素朴な子どもの声が、今法律を動かしています。
 国際化が進む今、国際法も見直しが必要になって
 いるようです。こんな悩みのご近所さん、お友達
 やお知り合いは、いらっ
 しゃいませんか。

国籍法解釈に新しい風

—子どもの国籍認知にちょっと朗報です—

3月東京地方裁判所で、国籍法についての新しい解釈の判決が出て話題を呼びました。

結婚していない日本人男性とフィリピン人女性の間に生まれた後、父親に自分の子と認められたフィリピン国籍の子ども9人が、国に日本の国籍を持てるようにしてほしいと望んだ集団訴訟の判決が29日ありました。

東京地方裁判所の判決でしたが、そこには「父が日本国民なのに、父母が結婚していないと生まれた子供は日本の国籍を取れないとした国籍法の決まりは、法の下での平等を決めた憲法に違反しています」と言うものでした。

国籍法の解釈が憲法に違反していますと言う、似たような訴えは昨年4月にもありました。この時は父母が結婚していなくても、一緒に住んでいる場合に限り生まれた子どもは日本の国籍を持ると判断しています。

こうした悩みは、日本人との間に子どもをもうけた男女にとり氷山の一角かもしれません。将来を日本で生活することを運命付けられて生まれた子どもに、国籍が日本人でないという悲劇を与えてはなりません。その子の父母はもちろんのこと、お知り合いの方にもこうした問題で悩んでおられるなら、一緒に解決を考えてみませんか。生まれた子のためにも、国際親善のためにも・・・。

国籍法

1950年7月1日から使われるようになったこの法律は、子どもの国籍について、その2条でこう書いています。

・・・子は、次の場合は日本国民とする。

1. 生まれたとき父または母が日本国民である時
2. 生まれる前に死亡した父が死亡の時日本国民であった時
3. 日本で生まれた時、父母がともに知れない時、または国籍を持たない時

同じく国籍法3条では、結婚していない日本人の父と外国人の母の間で生まれた子どもは、胎児の時に認知された場合だけ日本国籍が認められています。生まれた後からの認知は、父母の結婚を必要としています。

INFORMATION

入管法で定めるさまざまな書類は、インターネットで手に入ります

ふじみの国際交流センターでは、外国籍市民皆さんのさまざまな生活相談に関わっていますが、関係書類の書き方に時間がとられることが多くあります。入管に関しても例外ではありません。申請書類に書き込むことでも時間を取られます。あらかじめ準備しておけば安心です。そうした書類はインターネットで用意できることをご存知でしたか。ご紹介してみましょ。う。

各種申請用紙	http://www.moj.go.jp/ONLINE/page.html
東京入国管理局等所在地案内	http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html
在留資格一覧表	http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan04.html
在留資格認定証明書交付申請	http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html
再入国許可申請	http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-5.html
永住許可申請	http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-4.html
在留資格変更許可申請	http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html
在留期間更新許可申請	http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html
在留資格取得許可申請	http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-10.html
資格外活動許可申請	http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html
就労が認められる在留資格の確認方法	

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/anteikyoku/gairou/980908gai02.html>

埼玉県国際交流協会 4月3日から、外国籍の人が生活上の困りごとや役所での手続きについて、電話やファックスなどで相談ができる「外国人ヘルプデスク」を浦和地方庁舎3階に開きました。

相談で話される言葉は、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ハンガリー語、タガログ語、タイ語、ベトナム語の8ヶ国語です。相談時間は月曜～金曜日の午前9時～午後4時となっています。

電話：048-833-3296 / 048-835-2423

メール help@sial.jp

問い合わせ 同協会

048-833-2992

外国人相談はおまかせ！
8ヶ国語でお相手します
－埼玉県国際交流協会が窓口



ふじみの国際わいわいクラブ

参加者・スタッフを募集しています

子どもたちの国際交流の場所、毎年数回の素敵な行事もあって、満足度100%のみんなの居場所。今年も参加者とスタッフを募集しています。どしどしご参加ください。

申し込み・問い合わせ

NPO法人 ふじみの国際交流センター

☎ 049-256-4290